

# 教育委員会会議録

( 臨時会 )

令和6年1月4日 開催

さいたま市教育委員会

- |   |     |        |             |         |
|---|-----|--------|-------------|---------|
| 1 | 期   | 日      | 令和6年1月4日(木) |         |
| 2 | 場   | 所      | 教育委員会室      |         |
| 3 | 開   | 会      | 午前9時00分     |         |
| 4 | 出   | 席      | 教 育 長       | 竹 居 秀 子 |
|   |     |        | 教育長職務代理者    | 大 谷 幸 男 |
|   |     |        | 委 員         | 石 田 有 世 |
|   |     |        | 委 員         | 伊 藤 華 英 |
|   |     |        | 委 員         | 小 山 和 也 |
| 5 | 議場  | に出席した者 | 副教育長        | 栗 原 章 浩 |
|   |     |        | 管理部長        | 高 木 泰 博 |
|   |     |        | 学校教育部長      | 野 津 吉 宏 |
|   |     |        | 生涯学習部長      | 辻 美由紀   |
|   |     |        | 教育総務課長      | 小 出 博 康 |
|   |     |        | 教職員給与課長     | 木 村 哲 也 |
| 6 | 会議録 | 署名委員   | 石 田 有 世     |         |

## 7 議事等の概要

- 竹居教育長                    それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。  
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記                            おりません。
- 竹居教育長                    本日の会議録の署名委員は、石田委員にお願いいたします。  
本日の議案について、議案第1号は人事に関する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。
- 各委員                         <異議なし>
- 竹居教育長                    それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、議案第1号は非公開となります。会議の順番ですが、報告第1号、第2号、第3号、続いて議案第1号の順に審議することといたします。  
なお、報告第1号から第3号の3件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、会議を招集するいとまがないことから、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により臨時代理いたしましたので御報告するものでございます。
- 報告第1号                    さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について
- 竹居教育長                    それでは、報告第1号について事務局から説明をお願いします。
- 教職員給与課長                報告第1号「さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について」を御説明させていただきます。議案書は別冊1ページから22ページとなります。  
今回の給料表の引上げに伴い、昇格時号給対応表と降格時号給対応表を適用させた場合の金額を調整するため、改正したものでございます。  
昇格時号給対応表の説明でございますが、教職員を昇格させた際、昇格前の職務の級の号給が、昇格後の職務の級においてどの号給になるのか対応させた表となります。また、降格時号給対応表は、教職員を降格させた際、降格前の職務の級の号給が降格後の職務の級においてどの号給になるのか対応させた表となります。具体的には、資料の下段にある表を見ていただきますと、給与が1級70号給の教員を2級38号給に昇格させた場合になります。今回の

給料表の引上げは、全ての職務の級、号給を引き上げておりました、そのままこの表を適用させると、昇格の時の増額幅が増えすぎてしまうため、給料表の改正前と同等の金額に抑制し、調整するものでございます。あくまでも昇格時に恩恵を受ける給料月額増額幅は従前と近い金額となります。

なお、この表の内容は、教員であれば埼玉県と同様で事務職員、栄養職員であれば市職員と同様となっております。

説明は以上となります。

竹居教育長

何かありますか。

それでは、この件は終了といたします。

報告第2号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

竹居教育長

それでは、報告第2号について事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長

報告第2号「さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」を御説明させていただきます。議案書は別冊23ページから27ページとなります。

市人事委員会の勧告により、期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.05月分引上げた内容で、職員の給与条例が改正されました。勤勉手当については、条例では手当額の総額を定めており、規則で勤務成績に応じた上限の率、いわゆる成績率を定めておりますので、条例に連動し、規則で規定している成績率も0.05月分引き上げるものになります。手当の引き上げ分については、給料表の引き上げ分と合わせて差額分として1月9日に全教職員に支給する予定でございます。

説明は以上となります。

竹居教育長

何かありますか。

それでは、この件は終了といたします。

報告第3号

さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について

竹居教育長

それでは、報告第3号について事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 報告第3号「さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について」を御説明させていただきます。議案書は別冊28ページから33ページとなります。

この義務教育等教員特別手当というものは、優秀な人材を確保することを目的とした教員対象の手当でございます。報告第1号の規則で説明させていただきました昇格時号給対応表の改正に連動して、手当額の調整を行うものでございます。具体的には、資料の下端にある表を見ていただきますと、給与が1級73号給の教員が2級に昇格した場合は、41号給となり手当額が4,100円となっていました。規則改正後は39号給となり、手当額が3,800円となってしまい、下がってしまいます。昇格対象者が不利にならないよう手当額を調整し、昇格前と同等となるよう3,900円に改正するものでございます。

なお、この表の内容は、埼玉県と同様となっております。説明は以上となります。

竹居教育長 何かありますか。  
それでは、この件は終了といたします。

議案第1号 さいたま市教育委員会委員の辞職について  
<非公開案件につき内容は省略>  
<議案は原案どおり可決>

竹居教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。  
これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午前9時18分